

やすぎ地区本部 フレコン端量袋詰め作業取扱要領

1. 目的

この要領は、島根米集荷対策の一環として、J Aにフレコン出荷される方の作業性向上のため、フレコン1本未満となる端量の袋詰め作業について定める。

2. 作業施設

- (1) 利弘ライスセンター

3. 利用対象者

- (1) J Aの組合員であること
- (2) J Aに当年産玄米をフレコンで出荷される個人・法人
- (3) 調整後の物品は、全量J A出荷分であることを了解いただける方

4. 対象物品

- (1) 当地区本部が別に定める個人フレコン取扱品種とする。
- (2) フレコン1本以上の出荷がある場合の端量であること。(端量のみは受けない)

5. 申し込み方法

- (1) 所定の申込書により各営農経済センター経由及び直接、米穀課に申し込むこと。この際に持込計画・処理計画等を相談する。
- (2) 事前に計量を行い、1 kg未満は切り捨てて管理する。
- (3) 基本的に品質調整は行わず、端量をそのまま袋詰めする。
但し、申込者より品質調整(水分高・粳高・石抜き・色選)の申し込みがあった場合は、従来の再調整作業扱いとする。

6. 搬入等

- (1) 搬入先は、利弘ライスセンターを基本とする。なお、本人持込で満量フレコンと一緒に搬入する場合は沢倉庫も可とする。
- (2) 受入時の品質は、乾燥調整後の玄米で出荷時と同様な品質に限る。

7. 製品・検査買入

- (1) 米袋は正味 30.27 kgとする。30.27 kg未満は製品端量として扱う。
- (2) 袋詰め作業の際に生じる減耗分(入り目等)については補償しない。
- (3) 袋詰めした製品は、利弘ライスセンターを検査場として検査を実施する。
- (4) 検査買入に伴う諸経費は、調整後の製品出来高数に応じて徴収します。
(検査手数料・荷捌き料は控除します。全て持込扱いとします。)
- (5) 検査買入日は、袋詰め調整作業の都合上、J Aの任意によるものとする。
- (6) 製品端量は未検で販売する。

8. 利用料金と決済方法

- (1) 調製料金は無料(J A負担)とする。
- (2) 袋代は実費を請求するものとし、作業完了後に指定口座より徴収する。
- (3) 製品端量の米代金は、販売完了後、最終精算金を支払う。

9. その他

- (1) この要領に定めのない事項については、地区本部長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年8月1日より施行する。